

平成 2 2 年 2 月 2 2 日

柴田町議会  
議長 我 妻 弘 国 殿

産業建設常任委員会  
委員長 広 沢 真

### 委 員 会 行 政 視 察 報 告 書

先に実施した産業建設常任委員会行政視察の結果を、下記のとおり報告します。

#### 記

1 期 間 平成 2 1 年 1 1 月 4 日 (水) ～ 6 日 (金)

2 視察地及び視察内容

1) 岡山県和気町

- ・ デマンド乗合タクシー事業について

2) 滋賀県竜王町

- ① 地産地消への取り組みについて
- ② 体験交流型農業公園「アグリパーク竜王」について

3 視察概要 別紙のとおり

## 1 町の概要

岡山県東南部のほぼ中央部に位置し、面積は144.23km<sup>2</sup>。JR山陽本線が東西に、国道374号線が南北に、山陽自動車道及び県道岡山赤穂線が東西に通じ、山陽自動車道と和気インターチェンジが国道374号線に接続している。県都岡山市へは電車で30分の距離にある。

気候は、全般的に瀬戸内海の温暖で湿潤な気候となっており、平均気温は13.6度と比較的温和で、台風などの災害も少ない。

平成18年3月1日に旧佐伯町、和気町が合併し、現在の和気町となった。平成21年3月31日現在の人口は15,973人、世帯数は6,170世帯である。

## 2 研修内容

### 《研修項目》 デマンド乗合タクシー事業について

#### (1) デマンド交通事業とは

これまでの公共交通は「タクシーは便利だが一人で乗るのは料金が」「路線バスは安価であるが便数が少ないうえにバス停まで遠いので不便」という意見や、少子高齢化社会の進展により路線バスの乗降客が激減し、路線事業者の継続運行が困難になっていることなどの現状を踏まえ、これまでのように利用者がバスダイヤに合わせるのではなく、利用者に運行を合わせるとの考えのもと、「タクシーの便利さを路線バス並みの料金で提供する」目的で計画しているデマンド交通事業、コスト削減をしつつ利用者のニーズへの対応を実現する新しい交通システム事業である。

「デマンド」とは「需要・要求」という意味である。需要・要求がない場合は運行しないため、経費節減や環境にも配慮した事業である。

平成13年、福島大学奥山教授が考案し、福島県小高町で初めて運行された。平成19年4月までに予定されている自治体は、全国で32ヵ所、小規模自治体に限らず8万都市にも導入されている現状である。

#### (2) 和気町乗合タクシー事業の概要

##### 1) これまでの地域交通の実態

##### ① 旧佐伯町では

- ・町内全域に福祉バス5路線（マイクロバス）を運行
- ・スクールバス（全域）

##### ② 旧和気町では

- ・一部区間に町営バス（マイクロバス）を運行
- ・民間路線バス

##### ③ 広域交通

- ・片鉄バスの運行
- ・組合立温泉バスの運行

## 2) デマンド乗合タクシー導入までの流れ

平成18年 2月 3日 福祉バス構想のまとめ

合併協議で福祉バス構想協議報告内容を合併協議  
確認書にまとめ新町に送り込んだ。

3月 1日 旧佐伯町、和気町が合併し新しい和気町が誕生

6月19日 議会予算措置 (25,000千円)

6月定例議会で初期導入費用、運行経費の予算を議  
決。

9月 4日 和気町デマンド協議会設立

中国運輸局・県交通対策課を初めとする専門員や住  
民代表、商工会、町、事業者による20人の委員で設立。

9月13日～10月25日 まちづくりアンケート調査

15歳以上の全町民 (14,807人) を対象に実施。回収  
は10,465人 (70.7%) で、町行政に特に力を入れてほ  
しいこととして「公共交通機関の充実」は第5位に挙  
げられた。

平成19年 1月11日 地域公共交通会議

道路運送法に基づき開催し、全会一致で承認された。

2月 8日 名称を「和気あいあいタクシー」に決定

第6回和気町デマンド協議会を開催し、応募総数97  
件のうち4名応募のあった「和気あいあいタクシー」  
に決定。

3月 1日 和気地域運行スタート

9月26日 利用者10,000人達成 (運行日数143日)

平成20年 9月10日 佐伯地域への拡大を承認

和気町地域公共交通会議を開催し、佐伯地域乗合タ  
クシー事業拡大について協議され、賛成多数で承認。

11月 4日 佐伯地域運行スタート

## 3) 導入に当たって心がけたこと

- ① 地域住民ニーズの把握：佐伯地域で住民の意見を聞く委員会を設けた。
- ② 路線バス、タクシー事業者との競合と理解：和気町のタクシー事業者は3社、バス事業者は2社あるが、現在タクシー事業者1社とバス事業者1社は事業に参加していない。事業への理解と了解を得ながら事業を進めている。
- ③ 商工会の理解と協力：商工会に実施事業者としてお願いしており、事務所の使用や手間等で負担をかけている。
- ④ 利用方法の周知徹底：チラシの作成や老人クラブ・高齢者の集いへ出向いて利用方法を説明した。

## 4) 和気あいあいタクシーの概要

- ① 実施主体：和気町商工会

- ② 利用可能日時：月曜日～金曜日 午前8時～午後5時30分  
 ③ 運休日：土日祝祭日、年末年始（12/29日～1/3）  
 ※ ほかに大雨・台風・雪・路面凍結等により運休の場合あり

- ④ 利用範囲：和気町全域  
 ⑤ エリアの設定：町内全域を5つのエリアに分割

- i) 本荘・和気・石生エリア  
 ii) 日笠・藤野エリア  
 iii) 佐伯西エリア  
 iv) 佐伯東エリア  
 v) まちなかエリア

- ⑥ 利用料金：1回の利用につき300円（小学生から有料）

各エリア内の移動、各エリアからまちなかエリア及び共通乗降箇所までの移動は1回300円で利用できる。

- ⑦ 共通乗降箇所：町内の公共施設や医療機関、商店、金融機関、教育施設等を指定（佐伯地域/20ヵ所、和気地域/5ヵ所）

- ⑧ 運行形態：タクシー事業者2社、バス事業者1社に委託し、10人乗りタクシー5台を借り上げて運行。5つのエリアを3ヵ月ごとにローテーションで回している。

- ⑨ 運行時刻

	行き	帰り
和気地域	8:00～14:30（5本）	11:30～17:30（5本）
佐伯地域	8:30～15:30（5本）	11:30～17:30（4本）

- ⑩ 利用できないサービス：大きな手荷物や歩行器具、車いすは乗せられない。

- ⑪ 利用方法

- i) 利用登録（無料）

- ii) 利用したいときに予約センターに電話する

例] 「〇〇です。△時の便で役場までお願いします。帰りは××スーパーから◇時の便で自宅までお願いします」

※ 予約は利用時間の30分～1時間前まで

- iii) 自宅に和気あいあいタクシーが迎えに来る

- iv) 目的地に到着したら料金300円を支払う

※ 帰りの予約を変更するときは、予約センターに連絡する

- ⑫ 予約センターの業務

- i) 場所：和気町商工会

- ii) 受付時間：午前7時30分～午後5時（運休日は休み）

- iii) 従事体制：4人（パート）体制で、2人ずつ交代に従事

- iv) 受付の流れ

- ・利用者から予約を受ける
- ・タクシーに利用者状況のデータを送る
- ・タクシーはデータをもとに運行する

※ センターでは、どの車両がどこを走っているかを画面で確認できる。

⑬ 運行経費

i) 初年度投資費用 18,900千円

ii) 平成20年度経費 27,400千円

【収入内訳】

・売上 7,804千円 (300円×26,014人)

・町補助金 19,586千円

※ デマンドタクシー運行後に移行した旧町の運行経費

i) 佐伯地域の福祉バス5路線のうち4路線を廃止 【8,000千円】

ii) 和気地域の町営バス及び民間路線バス路線を廃止 【9,300千円】

iii) タクシーチケット(免許を持たない高齢者へ交付)の廃止 【5,625千円】

合計 【22,925千円】

【支出内訳】

・人件費 3,419千円 (賃金@750円×5.5時間/日:4人分、手当、労働保険)

・車輛借上料 18,282千円 (@18,000円/日:5台、利用者加算@100円/人)

・システム保守料 1,155千円

・導入拡大経費 2,993千円

・雑費 1,551千円 (印刷費、消耗品、消耗備品、通信費 外)

⑭ 利用状況

i) 利用登録者数(平成21年4月1日現在)

・全体:3,738人/16,119人(23.2%)

内訳)和気地域:2,668人/12,252人(21.8%)

佐伯地区:1,070人/3,867人(27.7%)

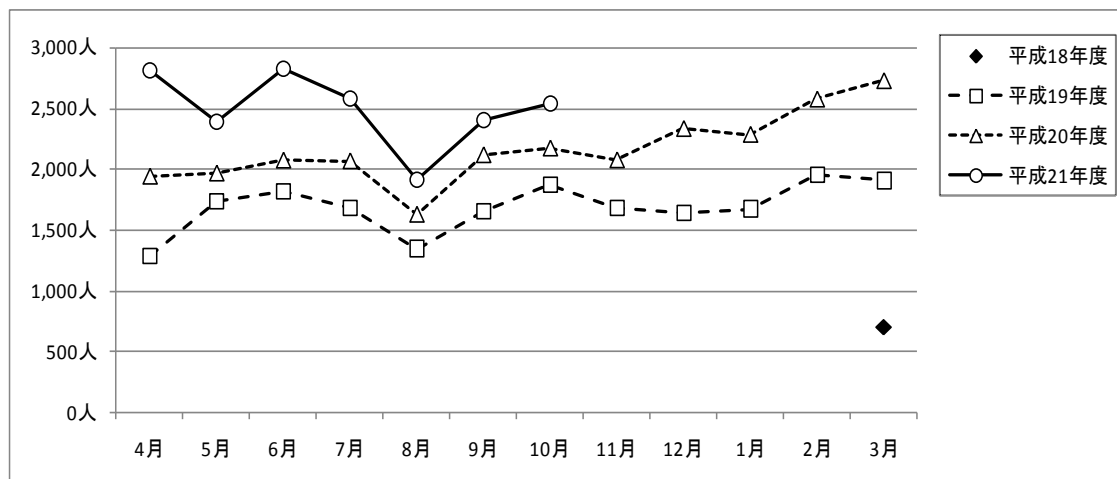
・65歳以上:2,211人/4,975人(44.4%)

※ 高齢化率:30.9%、

※ 65歳以上の免許取得者

男1,628人(79%)、女771人(27%)、計2,399人(48%)

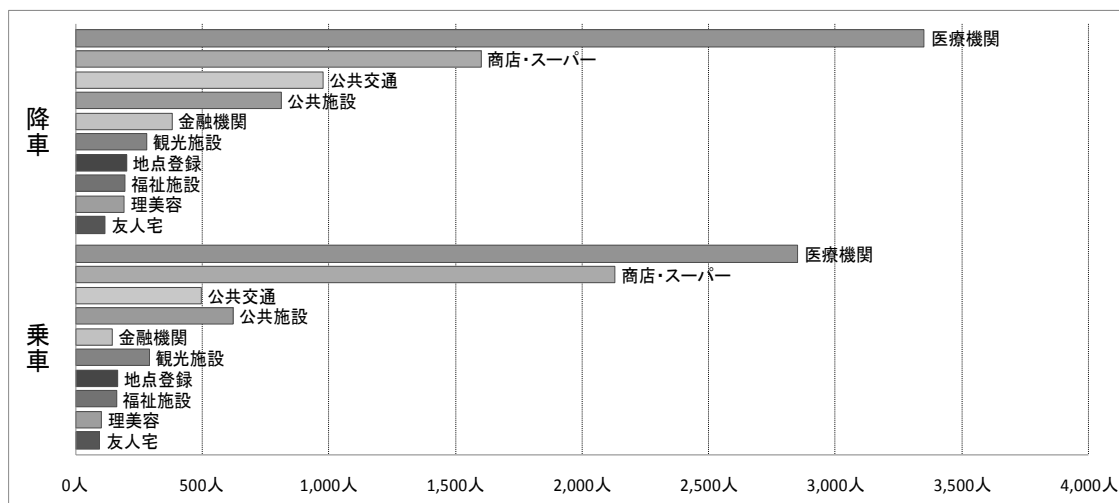
ii) 利用者数の推移



[単位:人]

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成18年度												703
平成19年度	1,294	1,739	1,818	1,680	1,350	1,660	1,876	1,684	1,640	1,675	1,952	1,908
平成20年度	1,946	1,972	2,078	2,072	1,634	2,122	2,177	2,080	2,337	2,289	2,578	2,729
平成21年度	2,814	2,398	2,830	2,589	1,920	2,407	2,548					

### iii) 目的別利用状況



### iv) 年齢別利用状況

[単位:%]

50歳未満	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明
4	4	10	37	40	4	1

## (3) 問題点と課題

### 1) 制度的課題

#### ① 乗合のため送迎時間が定まらない

この制度の宿命で、定期定路線のように何時何分に迎えに行って何時何分に目的地に着くということがわからない。

#### ② 予約の運行のため、緊急の利用に対応できない

予約のない人を乗せたら、予約している人が乗れなくなる可能性があるため、必ず予約で席を確保する必要がある。その意味では町民の利用にも制限はある。

#### ③ 町外者の利用に制限がある

町外者でも町民と一緒に乗れば利用できる。また、町内の事業所の従業員も町民と同じように利用できるが、町外者がすぐ利用しようというときは利用できない。

### 2) 運用上の課題

#### ① 特定の会合で一度に集中する

各種団体の会合や学習会等大勢が同時に利用する場合は、現在予備車輛2台も含めてピストン輸送により対応しているが、一般利用者に制限をかけることがある。

#### ② 運行事業者の経営に十分配慮しなければならない

昨今の不況や規制緩和により業者の運行収入はかなり落ちてきていることもあり、事業者との協議を十分行う必要がある。

### 3 結 果

和気町のデマンド乗合タクシー事業は、旧佐伯町と旧和気町が平成18年3月1日に合併して現在の和気町が誕生した際、その協議の中で福祉バス構想として導入が確認され、平成19年3月1日に和気地域で「和気あいあいタクシー」としてスタートし、平成20年11月4日には佐伯地域に拡大したものである。

タクシーの便利さと路線バスの料金を両立させ、さらには経費節減や環境にも配慮したデマンド交通として、アンケート調査に基づいた官・民・関係機関一体となった取り組みにより、和気町に合った独自のシステムをつくり上げたことは、大いに評価される。制度の導入には、競合する既存のタクシー・路線バス事業者の了解を得ながら進めることや、実施事業者となった商工会の協力が不可欠であり、また、住民への利用方法の周知徹底にも心がけている。特に、旧佐伯町では無料の福祉バスを廃止して制度を導入したことから、住民の意見を聞く委員会を立ち上げ、時間をかけて説明して慎重に進めている。

これまで支出してきた旧佐伯町の福祉バスや旧和気町の町民バス・路線バスへの補助、高齢者に交付していたタクシーチケットを廃止した経費等がこの事業へ移行したこともあり、費用負担に関しては本町とは状況が異なるが、高齢化社会の進展等に伴い交通弱者は確実に増加していることから、本町のニーズに合った低賃金で利用しやすい公共交通システムを早期に導入する必要性を感じた。

## 1 町の概要

滋賀県の東南部蒲生平野に位置し、東西7.6km、南北8.5kmで総面積が44.52km<sup>2</sup>の平地の農村。東に雪野山、西には鏡山に囲まれ、南部一帯は丘陵団地を形成し、水田地域は盆地状で琵琶湖へ向かって扇状地帯に開けている。

鉄道がないため自動車交通への依存度が高く、町の中心部を名神高速道路が東西に横断し、北部には国道8号線、国道477号線等が通っている。名神高速道路竜王インターが昭和56年に開設されたのが契機となり、大企業の自動車工場や樹脂、印刷、機械、食品等の工業面においても急速に発展してきた。

気候は平均気温が15度程度と比較的温和で、降雪量も比較的少ない地域である。

平成21年3月31日現在の人口は13,292人、世帯数は4,412世帯となっている。

## 2 研修内容

### (1) 地産地消への取り組みについて

#### 1) 竜王町の農業の概要

##### ① 土地の構成

町の総面積は4,452haで、全域が都市計画地域に指定されているが、大部分は市街化調整区域。農業振興地域は2,825haで農地1,400haが農用地区域である。

##### ② 農家の動向

昭和40年に1,469戸あった農家数は、平成17年には796（専業農家38戸、兼業農家758戸）となり、平成12年と比較して167戸減少している。農業は竜王町の基幹産業であり、中核農家と農業後継者の育成確保、さらに農業組織の育成、法人化の推進を図ってきている。

##### ③ 農業の特徴

i) 竜王町は近江米の主産地。化学合成農薬・化学肥料の使用量を5割以下に削減した滋賀県認証の環境こだわり農産物として、水稻（こだわり米）のほか果樹、野菜、そばの作付けを行っている。

※ 平成21年は町水稻作付面積871ha中361ha（41.4%）がこだわり米を作付け

ii) 竜王町は近江牛の発祥の地。現在でも県下トップクラスの2,700頭あまりが飼育されている。乳牛は3戸の農家が酪農団地を形成し約110頭が飼育されている。養鶏農家は8戸で採卵鶏、ブロイラー約92,000羽が飼養されている。

※ 米の生産調整として、町内畜産農家への飼料供給のための飼料稲の栽培に取り組んでおり、平成20年度は1集落で13.9haを作付けした。

iii) 琵琶湖からの灌漑排水事業にあわせ、山之上農林公園畑地基盤整備を行い、観光果樹（イチゴ、さくらんぼ、梅、ブルーベリー、桃、ブドウ、梨、さつまいも、柿等）を栽培。

※ 地産地消として、果樹すべてを市場出荷せず、観光農園や町内直売所（アグリパーク・道の駅）で販売している。



- iv) 国道8号線沿いへ平成16年11月に設置した「道の駅竜王かがみの里」に農産物の直売所を設け、町内の農産物について出荷組合を設立して、野菜・果樹・花卉などの生産・販売を行っている。
- ④ 町独自の農業振興助成制度（竜王町21型農ビジネス推進事業）
- i) 環境にやさしい・循環型農業  
化学肥料にかえて堆肥を利用した農産物の栽培を行った場合…10 a 当たり1,000円
- ii) 特産品産地育成事業  
ビニールハウス1棟当たり（150㎡以上）…㎡当たり500円
- iii) 農用地面的集積拡大事業  
農用地の面的なまとまりある形で、5年以上の利用権を設定し利用集積した認定農家への支援…10 a 当たり5,000円
- iv) 自給粗飼料推進事業  
畜産農家自らがまたは耕種農家と連携して、町内で生産された稲わらを牛に給餌した場合…10 a 当たり2,000円
- v) 野菜栽培新技術実証展示圃設置事業  
野菜栽培で新技術（育苗箱と籾殻くんたん）での実証展示圃に支援…資材代一人130,000円
- vi) 新規認定農業者、新規就農者、新規起業農業後継者実践事業  
新規認定農業者、新規に農業に就労した意欲ある農業者、新規に起業（農産物の生産組織化、農産物の販売グループの組織化を行い、かつ当該年度に生産・販売をした個人または定年帰農者…1組織（個人）当たり30,000円
- vii) 人と環境にやさしい農業  
県が推進する環境こだわり農産物認証制度に基づき、水稻栽培に取り組んだグループまたは集落…3人以上のグループもしくは集落単位として10 a 当たり1,500円
- viii) 集落型経営体に向けたホップ・ステップ・ジャンプ！  
米政策改革大綱の実現に向けて、集落営農組織が農業生産法人化または特定農業団体を設立した場合…1組織当たり50,000円
- ix) 耕畜連携資源循環事業  
農業資材のうち化学肥料に代えて町内の鶏糞・牛糞からつくられた畜糞堆肥により施用して栽培を行う場合…10 a 当たり1,000円
- ⑤ 米の生産調整の取り組み…産地づくり対策（麦・大豆・そば）生産状況

i) 栽培面積（H20）

品 種		栽培面積 (ha)	
小 麦	農林61号	220	(合計) 255
大 麦	ミノリ麦	35	
黒大豆		101	
白大豆		18	
そ ば		28	

ii) 担い手の育成状況 (H20)

品目横断的経営安定対策対象集落数 (集落)			認定農業者数 (人)	担い手率 (%)
集落法人	特定農業団体	一定の要件を満たす		
1	19	0	32	99

※ 担い手率=担い手の麦栽培面積/竜王町の麦栽培面積 (%)

2) 地域の食材を使う取り組み

i) 蕎麦打ち体験…竜王町そば振興協会

生産調整で生産される環境こだわりそばを利用した蕎麦打ち体験  
集落のイベント等での加工品の販売 20年作付け面積27.9ha

ii) 地元産大豆・もち米利用…生活改善グループ「あえんぼグループ」

「みそ」、「醤油」、「あられ・おかき」、「黒豆お菓子」の製造販売

iii) 地元野菜・果実を使用した商品開発…生活改善グループ「やまのうえレディース」

農林公園で生産される野菜・果実を使ったジュース・ジャム・クッキー、地元産の野菜を使用したパン

iv) 地場牛乳によるアイス・チーズ…認定農業者 (有) 古株牧場

イベント等においてPR

v) 学校給食における取り組み (平成20年実績)

地場野菜を使用した学校給食

野菜34品目・977回使用中、地場野菜17品目・143回使用

(使用品目率: 50%、使用回数率: 14.6%、取扱率 (重量): 18%)

vi) 環境こだわり米の給食…学校給食 (週4回)

20年実績12,040kg (200俵)

vii) 環境こだわり米…44,000袋 (全体の43%)

viii) 幼稚園児の観光果樹・果実園における体験 (2幼稚園)

園児による地場農産物にふれる体験

ix) たんぼの体験と食味…2校

農作業の体験を通して児童が食べ物の大切さを学ぶ

x) 情報発信…ドラゴン屋台村において、地元産の農産物の販売実施

xi) 消費者との試食会…イベント等

地元産の野菜・果実等を利用した試食、開発加工品の試食

※ 今後においては、地元農産物を有効に利用し、地域の個性と工夫をこらした歴史的、文化的要素を組み入れた新たな商品開発が求められている。

(2) 体験交流型農業公園「アグリパーク竜王」について

1) アグリパーク竜王 (竜王町農林公園) 構想

竜王町では、以前から果樹園芸等が盛んであった南部丘陵地において、琵琶湖に農業用水源を求める国営日野川農業水利事業の基本計画に基づき、平成4年度から土地改良総合整備事業として丘陵地の畑地造成と畑地灌漑に着手した。この事業にあわせて、農業に高付加価値を創設するため農業プロジェクト「アグリパーク竜王構想」を推進している。

この構想の目標は、整備された畑地 (約50ha) の高度利用と生産物流通等を確立

することであり、自然豊かな農村風景と整備を進めている果樹園等の地域観光資源を全面的に活かし、農業体験の実践を初めとする都市と農村の交流の場の提供や消費者ニーズの収集並びに農業への理解を求めることで、果樹園芸生産団地の形成とともにテーマパークでない本物の農業公園を目指している。

現在では、アグリパーク竜王への誘客拠点施設も整い、道路の整備とともに近傍にない新しい農空間が創造されつつある。

整備された新しい農園では、契約栽培による野菜生産、直売所で販売する露地野菜の生産やイチゴのハウス栽培とともに、桃、ブドウ、梨を中心とした果樹団地が形成されている。

今後、果樹団地を含めた生産団地の形成拡大に生産組合が精力的に取り組むことで、高品質な生産物の安定的確保や大規模な観光農園等の整備により、生産と流通・誘客とが連携され、一体となった事業展開が期待される。

## 2) アグリパーク竜王の整備状況

### ① 農林公園面積 全体面積 83.7ha

- ・生産農地49.9ha（果樹園：29.2ha、貸農園等：4.2ha、野菜ほか16.5：ha）
- ・施設用地10.4ha
- ・集落農村広場 5.3ha
- ・道路・水路等 18.1ha

### ② 生産ゾーンの整備

- ・土地改良総合整備（H5～H12） 農地整備：49.9ha  
区画整理～H8、灌漑H8、換地処分H10東地区、H12西地区
- ・果樹園整備（全体：29.2ha）  
苗植栽 H7：8.7ha、H8：7.8ha、H9：1.0ha、H10：2.4ha、H11：0.6ha  
棚整備 H7：3.9ha、H8：3.5ha、H9：0.8ha、H10：1.9ha、H11：0.7ha
- ・機械設備（H10～H11） 防除機3台、定置配管7.4ha、ハウス設備21棟、集出荷貯蔵施設整備1棟
- ・町道整備 公園内基幹道として、園内部分は平成8年度完成。先線はI C連絡道として開通。

### ③ 施設等の整備

- ・農村環境改善センター H7.4開所  
新しい竜王町農業をめざす拠点施設として、またアグリパーク竜王の管理施設として設置。研修室や農産加工実習室も充実。
- ・ふれあい広場 17,000㎡ H8年度供用開始（砂広場、デッキテラス、駐車場）  
3,000人収容可能なデッキテラス（水上ステージ、観覧席）や大きな砂広場を備えた野外交流施設。
- ・直売所（売場60㎡） H8.7開所  
アグリパーク竜王の生産ゾーンを初め、竜王町内の自然が育てた新鮮な野菜や果物のほか、畜産加工物、工芸品、手作り菓子などの特産品を販売。

- ・農村田園資料館（500㎡） H12.5開所  
自然と人間が織りなしてきた農村のもつ風土や文化を伝承し、その良さを見つめ直すための拠点施設。
- ・産地直売所増設、喫茶軽食サービス開始 H12.5
- ・農産物処理加工施設（150㎡） H13.4開所  
地元食材を使ったパン、ジャム、ゼリー、ジュース等の製造・販売施設。
- ・その他 ひつじ・やぎ・ポニー・うさぎなどの動物とふれあえる「動物ふれあい広場」や全面芝の「グラウンドゴルフ場」、池での「サイクルボート」など。

④ 施設概要 (百万円, %)

施設名称	規模	主要施設	補助事業名	事業期間	事業費	補助率
観光農園	83.7ha	ブドウ狩り園、柿狩り園、梨狩り園、サツマイモ園	土地改良総合整備事業	H5～H12	1,127	国50 県35
〃	49.9ha	農業用機械施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等	農村資源活用農業構造改善事業	H7～H10	229	国50 県5
			経営基盤確立農業構造改善事業	H10～H12	197	
農村環境改善センター	1棟 1,000㎡	農産物加工実習室、農事研修室、会議室等	農村総合整備モデル事業	H5～H6	240	国50 県25
ふれあい広場	全体面積 17,000㎡	デッキテラス（水上ステージ、観覧席）、砂広場、駐車場	新美しいむらづくりモデル地区整備事業	H6～H8	225	国40 県10
産地直売店	1棟 120㎡	野菜、果物、畜産加工品、工芸品、手作り菓子等の販売	農村資源活用型農業構造改善事業	H7～H8	43	国50 県50
農村田園資料館	1棟 500㎡	農家、農具	田園空間整備事業	H10～H11	110	国50 県10
景観等整備	11カ所	ため池等	ため池整備	H7～H12	200	国50 県29
農産物処理加工施設	1棟 150㎡	加工室3室	経営基盤確立農業改善事業	H12	55	国50 県5
合 計					2,426	

3) 利用状況

① 観光農園入園客数 (人)

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
人数	3,276	3,493	9,845	12,645	15,339	14,398	17,935	17,020	23,276	25,904

② 観光客数 (人)

年度	H15	H16	H17	H18	H19
人数	2,454	3,195	3,046	3,013	3,266

4) (株) みらいパーク竜王の会社概要

- ① 会社名称…株式会社みらいパーク竜王
- ② 事務所…道の駅竜王かがみの里内
- ③ 設立年月日…平成20年9月1日(株)アグリパーク竜王と道の駅竜王かがみの里が合併)
- ④ 企業形態…第3セクター

- ⑤ 株主…竜王町、グリーン近江農業協同組合、(株)滋賀銀行、(株)平和堂、(株)雪国まいたけ、農事組合法人山之上生産組合、鏡自治会、道の駅出荷組合、アイズ、共同組合滋賀県高速道路利用センター、竜王町観光協会、生活協同組合コープが
- ⑥ 会社の目的…農畜産物の流通販売、農畜産物の加工開発・製造販売、観光農園・体験農園等の紹介・観光業務、産地直売施設の経営、レクリエーション施設の管理、催事企画・運営、山之上農林公園を活かした研修・体験学習の開催、地域産業の研究・開発・普及ほか。

⑦ 従業員の状況 (人)

区 分	アグリパーク竜王営業部	道の駅かがみの里事業部	合 計
社員	2	1	3
契約社員	1	1	2
パート社員	5	32	37
アルバイト	13	4	17
合 計	21	38	59

⑧ 役割分担

- ・竜王町…公的目標である町の産業振興、観光開発、地域活性化を達成するため、事業推進上直面する課題に対し複雑多岐にわたる行政機構を横断的に網羅調整し、契約を実行させる母体としての役割を担う。
- ・JA…流通・販売などのノウハウを活かし、会社内の生産流通部門の指導的役割を果たすとともに、生産主体である生産組織の育成指導に当たる。
- ・生産組合…アグリパーク竜王の生産（果樹、野菜、観光農園）主体となる地元生産組合として、生産物等の安定確保・提供を行う。
- ・民間企業…サービス面のノウハウや人材提供、資金協力等積極的な参画を求めるとともに、消費者ニーズの情報提供や流通・観光の受け皿として期待する。

### 3 結 果

竜王町では、近江米のほか果樹や野菜、生産調整によるそばや大豆等が生産されている。地元産の農産物は直売所で販売するほか地場産品を利用した商品の製造販売や蕎麦打ち体験で利用するほか、学校給食へ地場野菜や地元産の減農薬で栽培した環境こだわり米等を提供するなど、地産地消には積極的に取り組んでいる。

また、観光農業にも力を入れており、平成8年には第3セクターによる体験交流型農業公園「アグリパーク竜王」を設置し、観光農園や産地直売所等の施設を順次整備拡充して、年間を通して観光客を集めている。

町内でとれた野菜・果樹・花卉等は、市場に出荷せず「アグリパーク竜王」と町内の道の駅の直売所での販売等で消費している点は驚きであり、徹底して我が町で生産したものは我が町で消費するという姿勢は素晴らしいものがある。本町農業とは環境も規模も大きく違うが、地の利や気候風土などの要素を上手に利用していることや、きめ細かいサービス精神を学ぶとともに、農業における後継者を育てる施策と農業者の生活を支える仕組みを模索する必要があると感じた。